

比較見積書省略及び随意契約理由書

工事名称：大阪府立門真なみはや高等学校外 10 校昇降機設備修繕工事

府立高等学校及び支援学校の一部昇降機(*1)については、経年劣化による機能低下・事故発生を防止するために、現在、法定点検として、POG 契約(*2)による保守を実施していますが、運行に伴い機能が劣化する消耗部品等の取替は保守業務に含まれていないことから、安全に運行するために別途修繕工事を実施し、劣化部品の取替等により機能維持を図ることが必要となります。

平成 27 年 7 月に発生した、府立城東工科高等学校（当時、独立系保守会社が管理）での部品劣化が原因と考えられる重大事故（戸開走行事故）を受け、同様の事故を防ぐために、安全強化策として、部品毎の耐用年数等の技術情報を保持する昇降機製造メーカー（以下「元施工メーカー」という。）に、全校の昇降機の現状調査を実施させ、その状況を踏まえ、平成 28 年度以降、計画的に昇降機修繕工事を実施しています。

以上のことから、本工事の契約相手方は、元施工メーカーである日本オーチス・エレベータ（株） 西日本支社に限定され、大阪府財務規則の運用第 6 2 条関係 2（1）「特定の者でなければ履行できないもの」に該当することから、比較見積書の徴取を省略することとします。

なお、同者より見積書を徴取し、その結果が予定価格内の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を締結するものです。

*1 平成 27 年度以降全面リニューアルを完了した支援学校の昇降機については FM 契約（フルメンテナンス契約）とし、高校はリニューアル後も、利用頻度が低いことから、POG 契約とする。

*2 「POG 契約」とは、「Parts・Oil・Grease」の略で、定期的な機器・装置の保守・点検のみを行う契約方式で、劣化した部品の取替えや修理等を含まないものをいう。FM 契約（フルメンテナンス契約）とは、定期的な機器・装置の保守・点検を行うことに加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を行う契約方式をいう。

【昇降機設備修繕工事实績】：日本オーチス・エレベータ（株） 西日本支社

①大阪府立柴島高等学校外 6 校昇降機設備修繕工事

工期：平成 28 年 11 月 16 日～平成 29 年 1 月 31 日

②大阪府立柴島高等学校外 9 校昇降機設備修繕工事

工期：平成 29 年 6 月 2 日～平成 29 年 11 月 30 日

③大阪府立福泉高等学校外 9 校昇降機設備修繕工事

工期：平成 30 年 7 月 19 日～平成 30 年 11 月 30 日